

平成29年8月25日

各位

会社名 株式会社オーネックス
代表者名 代表取締役社長大屋 和雄
(コード番号 5987)
問合せ先常務取締役管理本部長
鶴田 猛士
(TEL.046-285-3664)

単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、当社定款に定める単元株式数を変更する定款一部変更について決議するとともに、平成29年9月27日開催予定の第66期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。
なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成30年1月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、平成30年1月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成30年1月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の58,686,000株から5,868,600株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

1. 併合する株式の種類 普通株式
2. 併合の割合 平成30年1月1日をもって、平成29年12月31日（実質上12月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
3. 併合後の発行可能株式総数 5,868,600株（併合前：58,686,000株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年1月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

4. 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年6月30日現在）	16,600,000株
併合により減少する株式の数	14,940,000株
併合後の発行済株式総数	1,660,000株

(注) 併合により減少する株式の数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合から算出した理論値であります。

5. 併合により減少する株主数

平成29年6月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	180名(15.44%)	232株(0.00%)
10株以上	986名(84.56%)	16,599,768株(100.00%)
合計	1,166名(100.00%)	16,600,000株(100.00%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様180名（その所有株式の合計は232株。平成29年6月30日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

6. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成30年1月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成30年1月1日をもって、以下のとおり変更されます。(下線部は変更部分を示します)

現行	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>58,686,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,868,600株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

4. 主要日程 (予定)

平成29年8月25日(金)	取締役会決議
平成29年9月27日(水)	第66期定時株主総会
平成29年12月26日(火)	1,000株単位での売買最終日
平成29年12月27日(水)	100株単位での売買開始日
平成30年1月1日(月)	単元株式数・発行可能株式総数の定款一部変更及び株式併合の効力発生日

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成30年1月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、平成29年12月27日以降これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、平成30年1月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年8月25日(金)	取締役会
平成29年9月27日(水)	定時株主総会
平成29年12月26日(火)	1,000株単位での売買最終日
平成29年12月27日(水)*	当社株式の売買単位が100株に変更
平成30年1月1日(月)*	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成30年1月下旬*	株主様へ株式併合割当通知発送

*平成29年9月27日(水)に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市場の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前				株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	純資産価値	⇒	株式数	1株当たり 純資産額	純資産価値
1,000株	500円	500,000円		100株	500円	500,000円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年12月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成30年1月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ 2.のとおりです。）。

【議決権数について】

単元株式数が1,000株から100株へ変更となりますが、株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になり、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、単元株式数変更及び株式併合の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	3,000株	3個		300株	3個	なし
例 2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例 3	655株	なし		65株	なし	0.5株
例 4	9株	なし		なし	なし	0.9株

- ・例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は20株、例 3 は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度をご利用できます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は0.5株、例 4 は0.9株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは株主様が口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し又は買取りのお申し出は、株主様が口座を開設されている証券会社において受け付けております。証券会社に口座を開設されていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 所有株式が減れば、受け取る配当金は減りませんか。

A7. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

Q8. 株式の売買停止期間はありますか。

A8. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は、平成29年12月26日までとなります。平成29年12月27日から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年12月27日より株式併合の効果が反映されたものとなります。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以 上